

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和3年2月24日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子
委員 濱口 正久
委員 浜口 一利

副委員長 河村 孝
委員 戸上 健
委員 世古 安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中村総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也
書記 中村 真緒

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和3年3月1日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課、中村です。よろしくお願いたします。

それでは、令和3年3月1日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

それでは、提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第65号から議案第71号までが令和3年度一般会計及び特別会計、企業会計予算議案7件、議案第72号から議案第82号までが条例議案11件、議案第83号がその他議案1件の19件を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

また、追加議案としまして、3月10日に人事案件2件、諮問3件、3月26日は令和2年度一般会計及び特別会計補正予算の予算議案5件を予定しており、3月31日には条例議案2件を予定しております。

議案第65号から議案第71号、令和3年度当初予算の概要について説明をさせていただきます。

当初予算の説明資料のほうをご覧ください。冊子のほうでございます。

まず、1ページをお願いします。

当初予算の規模ですが、令和3年度予算の規模は、一般会計、特別会計及び企業会計で総額198億4,896万円となり、前年度と比べ18億1,251万円の減となっております。

令和3年度は、市長の任期満了による市長選挙が行われることから骨格予算として編成し、一般会計では前年度より11億3,600万円減の112億9,000万円となっております。また、通年予算とした特別会計では、前年度より1億2,080万円減の総額69億3,100万円となり、企業会計では、前年度より5億5,571万円減の16億2,796万円となっております。

2ページ目をお願いします。

骨格予算編成の考え方について説明させていただきます。

令和3年度は、市長の任期満了による市長選挙が令和3年4月に行われるため、一般会計においては骨格予算を編成しました。

原則として、新規の施策等を見送り、政策的な経費を極力抑え、義務的経費、既存施設の維持管理費、債務負担行為を設定している事業や継続事業のほか、市民サービスの維持向上に必要な経費及び年度当初より事務執行が必要な経費を計上しました。

なお、市長選挙後、政策的な経費など骨格予算に計上されなかった経費を追加計上し、6月補正予算において通年予算を編成することとします。

歳出予算に計上した主なもの、年間見込み額を計上した歳入予算については、記載のとおりでございます。

続きまして、主務課別主要事業のうちの新規事業について、事業名、予算額を説明させていただきます。

飛びますけれども、39ページをお願いします。

39ページ、総務課ですが、人吉市職員派遣事業78万3,000円を計上しております。豪雨により被災した熊本県人吉市に職員を派遣する経費でございます。

続いて、56ページをお願いします。

選挙管理委員会ですが、衆議院議員選挙費1,770万円を計上しております。令和3年10月21日任期満了の衆議院議員選挙費用でございます。

続いて、96ページをお願いします。

96ページ、農水商工課ですが、林業一般管理経費630万7,000円を計上しております。森林経営管理法施行に伴う森林経営計画作成費用を計上しております。

続いて、拡充・継続事業のうち、予算規模の大きいものについて説明をさせていただきます。

戻りますけれども、31ページをお願いします。

31ページ、企画財政課ですが、ふるさと納税推進事業として4億410万3,000円を計上しております。令和2年度に寄附額が大きく上回ったことから、寄附総額を7億円と見込み、かかる経費を増額しております。

続いて、33ページをお願いします。

積立金としまして、ふるさと納税の増額を見込み、7億円を計上しております。

続いて、45ページをお願いします。

45ページの下段です。総務課ですが、防災情報提供推進事業として、令和2年度に引き続き同報系防災行政無線デジタル化工事等4億700万6,000円を計上しております。

続いて、55ページをお願いします。55ページです。

選挙管理委員会ですが、鳥羽市長選挙費として1,520万円を計上しております。

続いて、69ページをお願いします。

69ページ、健康福祉課ですが、へき地診療所運営事業として、スマートアイランド推進実証調査による遠隔医療支援システムを市単独事業で進めるための経費2億9,270万円を計上しております。

次に、149ページをお願いします。

149ページ、生涯学習課ですが、国民体育大会事業として4,231万4,000円を計上しております。

以上、当初予算の概要とさせていただきます。

続きまして、先ほどの議案一覧表に戻っていただきまして、3ページ以降に提出議案概要を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

議案第72号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、総務課です。

新たに職員となった者が職務を行うために署名する宣誓書について、押印欄を削除します。

次に、議案第73号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、教育委員会学校教育課です。

学校医の健診日等の増加に鑑み、所要の改正を行うものです。

主な内容は、学校医の報酬額「1人につき260」円を、「1人につき400円」に改正します。

次に、議案第74号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、総務課です。

級別職務分類表における基準となるべき標準的な職務の内容を整理するため、所要の改正を行います。

主な内容は、職務分類表に消防職員の職務を追加、5級に加え6級にも副参事を位置づけ、保育所長及び主任保育士等について、3級、4級に整理して位置づけます。

次のページをお願いします。

議案第75号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課です。

令和2年10月の人事院勧告を受けた鳥羽市職員給与条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員に係る期末手当に関する経過措置について、所要の改正を行います。

主な内容は、期末手当の支給割合について、読み替える前の支給率を整理するものです。

次に、議案第76号、鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、税務課です。

市民等の利便向上及び行政手続の簡素化を図るため、所要の改正を行います。

主な内容は、審査申出書等における手続において、押印を廃止します。

次に、議案第77号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、市民課です。

地方税法等の一部改正による個人所得課税の見直しに伴い、意図しない影響や不利益が生じないように、軽減判定所得基準及び公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、所要の改正を行います。

主な内容としては、①としまして軽減判定所得の見直し。7割軽減基準額の33万円を43万円プラス10万円掛ける給与所得者等の数引く1、それから、5割、2割につきましても同様に、基本となる33万円が43万円となり、給与所得者等の数が2以上で1人当たり10万円を加算するものです。

②としまして、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の見直しで、65歳以上の者の公的年金等に係る収入金額について、「110万円」とあるのを「125万円」と読み替えます。

本条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険税について適用します。

次のページをお願いいたします。

議案第78号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、市民課です。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、同法を引用する規定を整理するため、所要の改正を行います。

議案第79号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、健康福祉課です。

第8期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の改定等について、所要の改正を行います。

内容は、①としまして、介護保険料の改定です。第8期、第7期と表がありますけれども、第7期のほうの網がかかっているところですね。第1段階、年額4万1,700円から、第8期のほうの第1段階、年額を見てくださいと3万6,558円と。以降、第13段階まで同様に改正がされます。

②としまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、同法を引用する規定の整理を行うもので、鳥羽市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以降の保険料について適用します。

次のページをお願いいたします。

議案第80号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、健康福祉課です。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置期間の延長等について、所要の改正を行うものです。

内容は、居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間を令和9年3月31日まで延長し、主任介護支援専門員を除く介護支援専門員を管理者として取り扱うことを可能とするものです。

続いて、議案第81号、鳥羽市漁港管理条例の一部改正について、農水商工課です。

漁港漁場整備法第34条第4項で規定する模範漁港管理規程例の一部改正を踏まえ、漁港の有効活用を推進するため、所要の改正を行うものです。

内容は、漁港施設の占用期間の上限について、一月以内（工作物の設置を目的とする占用にあつては3年以内）から10年以内へと延長をします。

続いて、議案第82号、鳥羽市学校職員住宅管理条例の一部改正について、教育委員会総務課です。

神島小中学校の教職員の確保を図り、もって教育環境を維持するほか、利用者の利便向上及び行政手続の簡素化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容は、①としまして、学校職員住宅使用料を改定する。記載のとおり、それぞれ減額します。

②としまして、学校職員住宅入居申込書について、保証人欄及び押印欄を削除します。

最後に、議案第83号、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更について、企画財政課です。

鳥羽市過疎地域自立促進計画に各事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上で提出議案についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 本会議の日程等についてご説明いたします。

3月1日の会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、議案19件でございます。

一般質問につきましては、5名の議員から通告がございました。

それでは、お手元の会議日程案をご覧ください。

3月1日に会議を再開し、諸報告、会議録署名議員の指名後、議案第65号から議案第83号までを一括上程し、提案者の趣旨説明を行います。

3月1日の本会議終了後は、3月10日上程予定の人事案件の全員協議会を開催する予定でございます。

3月2日から3月4日までの3日間は、議案精読並びに内容調査のため休会となります。

次に、一般質問でございますが、5名の議員から通告を受けておりますので、3月5日の1日となります。

質疑は10日で、終了後は所管の常任委員会へ付託いたします。また、質疑後は、人事案件として議案第84号、監査委員の選任についてと、議案第85号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての2議案と、

諮問第1号から第3号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての上程があり、提案者の趣旨説明の後、表決し、散会となります。

なお、この人事案件につきましては、委員会付託を省略し質疑を行うが、討論は行わないと申合せがありますので、このように取扱いをさせていただきます。

11日は総務民生常任委員会、12日は文教産業常任委員会をそれぞれ10時から開催いたします。

また、予算決算常任委員会でございますが、15日から18日までの4日間は9時から当初予算審議を行います。

次に、補正予算審査日ですが、例年ですと19日になりますが、19日が市内小学校卒業式であるため、そして、26日に補正予算議案が上程される予定でありますので、休会とさせていただきます。

今回の補正につきましては、国の臨時交付金の精算等の関係なので、本年度は26日に上程させていただき、審査をお願いしたいというものであります。

19日から25日までの7日間は、休会となります。

3月26日は、本会議を再開し、常任委員長報告、報告に対する質疑・討論、表決を行います。その後、補正予算議案の5議案を上程し、予算決算常任委員会に付託し、委員長報告、報告に対する質疑・討論を経て、即日表決して散会となります。散会後は、3月31日の本会議についての議会運営委員会を開催する予定でございます。

なお、26日及び31日の追加議案につきましては、この後の追加議案説明で改めてご説明させていただきます。

以上、ご審査のほどよろしく願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取扱いについて、ご質問、ご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

26日の提出議案のうち一般会計補正予算（第15号）ですけれども、この議案書というのはいつ執行部から我々に届きますでしょうか。

○坂倉広子委員長 事務局長。

○清水事務局長 企画財政課長のお話ですと、18日もしくは19日に議員の皆さんにお配りしたいということで、私のほうに話がありました。

○坂倉広子委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 戸上委員の今の質問なんですけれども、昨日かな、この26日の補正の議案書については、できるだけ早く資料を出すようにということは申し入れてきました。ただ、調整の部分ということですので、新しい、新規の事業が出ていないということだったんですけれども、できるだけ早く出していただくように私のほうから申入れをいたしました。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 予算決算常任委員長の対応で、これはありがたいというふうに思います。思いますけれども、

この補正の第15号は、先ほど局長の説明があったように、国の第3次の臨時交付金の審議が中心です。今回の予算決算常任委員会は骨格の審議やもんで、そんなに時間かかるということではないというふうに僕は思うんです。僕も調べとって、そんなに質問が多いことではありません。

やっぱり集中すべきは、国の臨時交付金をいかに使うかということになるというふうに思うんです。本来であれば、2月10日が国の申請締切り日ですわね。遅なっても15日ということになっております。であれば、もう既に執行部のほうでは事業の内容と予算額についてはもう確定済みであって、議会には26日を待たずに、この常任委員会の直後に補正審議の予算決算常任委員会に僕は出せるというふうに思うんやけれども、何でこんなに出せないのかということが若干疑問なんです。その点、いかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○中村総務課長 企画財政課長から聞いているところで、1点理由としまして、今回取り組めなかった事業というのが幾つかあると思います。そういった事業の繰越し対応も必要になってくるということで、今、その辺も国との調整中というところがあります。

そういったことも含めてこのタイミングということになるんですけども、予算委員長言っていたとおり、極力早くということ伝えていただいておりますので、今言われた予定よりも早まるように私のほうからも言わせていただきます。

(「分かりました。了解です」の声あり)

○坂倉広子委員長 よろしいですか、はい。

ほかにないようですので、お諮りいたします。

議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいたさせます。

○清水事務局長 それでは、追加議案の上程とその取扱いについてご説明させていただきます。

3月26日の追加議案は、議案第86号から議案第90号までの5議案でございます。令和2年度の鳥羽市一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、定期航路事業特別会計補正予算、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算の5議案でございます。

この5議案は、予算決算常任委員会へ付託し、即日表決して散会となります。

このことにつきましては、3月18日の予算決算常任委員会終了後、議会運営委員会の開催を予定しておりますので、その折に再度ご説明させていただきます。

3月31日の本会議の開催につきましては、鳥羽市市税条例等の日切れ法案に関するもので、例年における国会での決定を待っての条例の一部改正議案で、議案第91号、鳥羽市市税条例の一部改正についてと、議案第92号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正についての2議案の上程を予定しています。

このことにつきましても、3月26日の本会議終了後、議会運営委員会の開催を予定しておりますので、その折に再度ご説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協力いただくことは以上です。

委員の皆様から何かございましたら、ご発言を願います。ないですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ありがとうございました。

(午前10時29分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年2月24日

議会運営委員長 坂 倉 広 子